

宮代町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月12日

宮代町長 新井康之

宮代町条例第17号

宮代町印鑑条例の一部を改正する条例

宮代町印鑑条例（平成2年宮代町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち、）」に、「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項（同法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により記録したものに限る。）」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。